

総合科学技術・イノベーション会議

第107回生命倫理専門調査会議事概要(案)

日 時:平成30年3月9日(金)9:56~10:43

場 所:中央合同庁舎8号館6階 623会議室

出席者:

(専門委員)

阿久津英憲、今村定臣、小川毅彦、甲斐克則、加藤和人、
神里彩子、久慈直昭、小出泰士、原山優子、藤田みさお、水野紀子、
森崎裕子、米村滋人

(参考人)

聖路加国際大学学長／聖路加国際病院院長 福井次矢
埼玉医科大学医学部産科・婦人科学教授 石原 理
日本難病・疾病団体協議会理事会参与 伊藤たてお
上智大学名誉教授／上智大学生命倫理研究所特別研究員 町野 朔
大阪大学大学院医学系研究科長／大阪大学医学部長 金田安史

(関係省庁)

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長 永井雅規
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室安全対策
官 杉江達也
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長補佐 梅木和宣

事務局: 山脇良雄統括官、生川浩史審議官、加藤祐一参事官

議 事: 1. 開 会

2. 議 題

- (1)第106回「生命倫理専門調査会」議事概要(案)について
- (2)「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォー
ス報告書(第一次報告)のパブリックコメントの結果報告
- (3)「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直し等に係る報告(第一
次)～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用につい
て～(案)」について
- (4)その他

3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 第106回「生命倫理専門調査会議事概要」(案)
- 資料2-1 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース報告書(第一次報告)のパブリックコメント結果報告概要
- 資料2-2 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース報告書(第一次報告)に対するコメント一覧
- 資料3 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直し等に係る報告(第一次)～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～(案)
- 参考資料1 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直し等に係る報告(第一次)～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～(案)(見消し)

議事概要：

(加藤参事官) 定刻より少し早うございますけれども、御出席いただける委員の皆様、おそろいでございますので、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより、第107回生命倫理専門調査会を開催いたします。本題に先立ちまして、事務局より御報告させていただきます。お手元の生命倫理専門調査会専門委員名簿を御覧ください。

松尾清一議員におかれましては、本年3月1日付けで、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員に就任され、総合科学技術・イノベーション会議令第2条に基づき、3月9日付けで生命倫理専門調査会に属する議員に指名されましたことを御報告いたします。

続きまして、原山優子先生におかれましては、本年2月28日付けで、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を退任され、3月1日付けで総合科学技術・イノベーション会議専門委員に任命されました。総合科学技術・イノベーション会議運営規則第9条に基づき、生命倫理専門調査会の会長に指名されたことを御報告させていただきます。

原山優子会長より御挨拶、お願いします。

(原山会長) 皆様、おはようございます。今、事務局から御説明させていただいたように、2月末をもちまして、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員を退任いたしました。

この専門調査会には、私も皆さんと同等に専門委員として参画させていただき、引き続き会長として本日の会議の進行をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(加藤参事官) ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行は、原山会長にお願いします。

(原山会長) では、早速ですが、委員の皆様方の出席状況について説明してください。

(加藤参事官) 本日の会議の出席の状況を報告します。阿久津委員からは少し遅れて参加されるとの御連絡を頂いております。上山隆大議員、松尾清一議員、青野専門委員、小幡専門委員からは、御欠席との御連絡を頂いております。

本日の会議には17名中、12名が出席されており、専門委員の過半数を超える出席を頂いておりますので、生命倫理専門調査会運営規則第9条規定に基づき、会議が成立していることを報告します。

続きまして、本日御出席いただいております参考人の方の御紹介をさせていただきます。本日は、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォースから、タスク・フォースの座長である福井次矢 聖路加国際病院院長、同タスク・フォース構成員の石原理 埼玉医科大学医学部産科・婦人科学教授、伊藤たてお 日本難病・疾病団体協議会理事会参与、町野朔 上智大学名誉教授、金田安史 日本遺伝子細胞治療学会理事長の5名の先生方に御参考人として御出席いただいております。

また、本日は、関係省庁から、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長、同じくライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室 安全対策官、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長補佐に御出席いただいております。

以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。

続きまして、配布資料の説明をお願いいたします。

(加藤参事官) 資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第に配布資料の一覧がございますので、御覧ください。

本日は、資料1から3及び参考資料1の5種類となっております。資料に落丁、過不足等のある場合は、事務局にお申し出ください。

続きまして、議事に当たっての注意事項を傍聴及び取材の皆様にお伝えします。円滑な議事の進行のために、これ以降の写真撮影等はお控えいただきますようお願いいたします。御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

(原山会長) ありがとうございます。

では、前回第106回の議事録に関しまして、既に御確認いただいておりますが、よろしいでしょうか。よろしければ、運営規則に基づいて公開とさせていただきます。

ありがとうございました。

では、議題2でございます。パブリックコメントの結果報告についてでございます。

皆さんに御伝えさせていただいたように、パブリックコメントをさせていただいて、その結果を今日まとめたものと、それと同時に、これから、今回の次の議題なのですが、報告書の修正案もございますので、両方関連していますので、双方併せて

同時に事務局から説明させていただいて、その後に議論に入らせていただきます。

お願いいたします。

(加藤参事官)まず、パブリックコメントの結果の概要につきましては資料2-1、個々のコメントについては資料2-2を御参照ください。また、報告書の修正案につきましては、資料3ではなく、参考資料1を用いて説明させていただきます。

まず、資料2-1のパブリックコメントの結果概要を御覧ください。

パブリックコメントは、2月1日から28日の1か月間実施したところ、(2)にございますように、意見数は26件、18人から意見が寄せられております。男女別、年齢別の集計表は御覧のとおりです。

テーマ別集計は、資料2-2の個々のコメントをテーマ別に集計したもので、臨床利用について、審査体制について関連する意見が、それぞれ9件、8件と多く寄せられております。

資料2-2に示します各意見は、複数のテーマに言及していることがありますので、テーマ別集計の合計は、意見総数の26件よりも多くなっております。テーマ別集計の意見番号は、資料2-2の表中のどのコメントであるかを記載したものでございます。

今からの説明は、参考資料1と資料2-2を用いて説明します。説明は、参考資料1の報告書(案)の本文に沿って進めさせていただき、資料2-2の関連するコメントを引用しながら、説明を進めさせていただきます。

パブリックコメントの説明に入る前に、前回1月26日、御確認いただきましたタスク・フォース報告書からの変更点を最初に説明させていただきます。

参考資料1の表紙の表題は、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告(第一次)とし、「～生殖補助医療研究を目的とするゲノム編集技術等の利用について～」の副題を付けております。また、報告書の作成者は、タスク・フォースから総合科学技術・イノベーション会議の報告書(案)としております。

参考資料1の本文の1ページ目には、変更はございませんで、2ページ目の色付きの文字が変更点でございますので、御確認ください。

前回のタスク・フォース報告書から、今回の総合科学技術・イノベーション会議の報告書(案)となることに伴う字句修正となっております。具体的には、タスク・フォース報告書における「本タスク・フォース」の「本」を削除し、タスク・フォースを一

人称から三人称の表現に変更しました。3ページ目以降の修正も同様の理由になっております。また、「本報告書は、タスク・フォースの第一次報告及び同内容に対して実施したパブリックコメントを踏まえ、生命倫理専門調査会が行った検討に基づく結果である。」という文章を追記しております。

続きまして、パブリックコメントで頂いた意見に対しての報告書の修正案の説明をさせていただきたいと存じます。パブリックコメントでは、大きく2種類の御意見を頂いております。報告書の文章に対する具体的な修正等の御指摘と、今後の検討に資する概念的な御指摘でございます。まず、報告書(案)の修正を伴う御意見について説明をさせていただきたいと存じます。

参考資料1の報告書(案)の3ページをお開きください。また、資料2-2では、コメントの16の1を御覧いただけますでしょうか。

「安心」についての御意見でございます。報告書3ページの枠の中の(3)ウのヒト受精胚尊重の原則の例外が許容される条件の3行目に、「人への安全性」という記載がございます。コメントは、ウ、ヒト受精胚の原則の例外が許容される条件「人への安全性」に十分な配慮がなされることの記載について、「安全性」ではなく、「安心」への変更を要望する御意見を頂いております。

この御指摘いただきました「安全性」について、「安全」は危険がない状態を指す言葉ですが、「安心」は、気にかかることなく心が落ち着いていることを指す言葉です。今回、御指摘いただいた部分は、研究として行われる行為を指すものであることから、心が落ち着いている状態を表す「安心」ではなく、危険がない状態を表す「安全」であることが必要であると考えます。

また、御指摘の部分は、平成16年に決定されました「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を抜粋して記載した部分であることから、今回の報告書(案)の修正は行わず、現状のままとさせていただいております。

次に、報告書(案)の4ページの①の基礎的研究を目的とする場合についてを御覧ください。資料2-2はコメントの15の1、15の2を御覧ください。

「基本的考え方」と今回の報告書(案)における生殖補助医療研究の定義、範囲は同じか、ゲノム編集を伴う生殖補助医療研究の範囲が不明瞭であり、確認が必要と考えますとの御意見を頂いております。

この点に対しては、今回の報告書(案)は、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の基本原則を基点として検討を行っております。このため、本報告書(案)の生殖補助医療研究の範囲は、「基本的考え方」で定義する生殖補助医療研究と同じ範囲となっております。

また、コメント15の2のゲノム編集等を用いる研究はどのように生殖補助医療技術の向上に貢献するのでしょうか。初期胚の不妊に関係する可能性のある遺伝子の働きの理解を通じて、間接的に生殖補助医療技術の向上に貢献することを想定しているのであれば、「基本的考え方」における「その他の研究」との違いは何でしょうか、との御意見を頂いております。

この点につきまして、本報告書(案)では、生殖補助医療研究を目的とする研究を実施するに当たっての取扱いを規定しているものです。「基本的考え方」も同様に、研究の結果に着目したものではなく、研究の目的に関して報告されているものです。

また、この「基本的考え方」に基づき策定された「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の第2、適用範囲にあるように、この倫理指針は、受精、胚の発生、発育並びに着床に関する研究、配偶子及びヒト受精胚の保存技術の向上に関する研究、その他の生殖補助医療の向上に資する研究のうち、ヒト受精胚の作成を行うものを対象とする、としていることに鑑みても、「基本的考え方」で報告されている「その他の研究」とは異なると考えております。

次は、報告書(案)の4ページ、コメントは15の2の生殖補助医療研究の社会的妥当性についての御意見でございます。ゲノム編集等を用いる生殖補助医療研究について、ヒト受精胚の取扱いの基本原則におけるヒト受精胚尊重の原則の例外が許容される条件である社会的妥当性を満たしていることが必要と考えられますが、どのように検討されたのでしょうかとの御質問を頂いております。

生殖補助医療研究を目的とする全ての研究に社会的妥当性が認められているわけではありません。個々の研究の目的、内容等によっては、社会的妥当性の有無は個々の研究の目的、内容によって異なることから、研究課題ごとの審査に基づく社会的妥当性の判断が必要となります。このようなことから、科学的合理性に加え、社会的妥当性について2段階で手続を行うとの結論に至ったものでございます。

次に、報告書(案)の7ページを御覧ください。(2)対象とする技術の範囲についてを御覧ください。資料2-2は、コメントの4の1を御覧いただきたいと存じます。ゲノム編集技術等につきまして御意見を頂いているものでございます。本報告書(案)の全般で、「ゲノム編集技術等」と記載していることについて、「ゲノム編集技術等」は曖昧な表現であり、新指針では、報告書(案)7ページ記載の①から⑤全て含めて明確にすべきである。対象技術を明確に定義すれば、指針検討は大きく遅延しない、との御意見を頂いております。

この点について、本報告書(案)が対象とするのは、ヒト受精胚のゲノムに影響することが想定される技術を用いた研究です。ゲノムに影響を及ぼす技術は、

次々と開発が行われており、個別の具体的技術に着目して記載した場合には、新規の技術に対応することが困難となり、その結果、有効な技術を用いた研究が遅れてしまうことも考えられます。このような今後も発展が著しいと考えられる技術に遅滞なく対応するために、対象とする個別の技術を具体的に明示するのではなく、あえて概念的な記述とさせていただいております。以上のことから報告書(案)の修正はせず、原案のまま「ゲノム編集技術等」とさせていただければと考えております。

次は、同じく報告書(案)7ページの2つ段落を下がったミトコンドリア移植についてでございます。資料、コメントは13の1、15の3を御覧ください。

パブリックコメントの13の1では、国の難病対策の統一性から、ミトコンドリア移植を削除すべきとのコメントを頂いております。ヒト受精胚のミトコンドリア移植につきましては、ミトコンドリア病等の治療法の一つとしての有効性が言われておりますが、その有効性、安全性についても判断に必要となる知見が集積されていないのが現状です。このため、有効性に加え、安全性について知見を蓄積し、それら知見に基づく判断を行うためにも、対象とすることが重要であると考えられます。このため、技術対象とすることにより、ミトコンドリア移植を禁止するものではなく、規定に基づいて適切に研究を実施できるために、今回、対象とさせていただいております。そのため現状のままとさせていただいております。

なお、研究として行われる場合には、ART指針(ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針)の対象となる場合も想定されます。また、御意見にあったミトコンドリア病の治療法としては、原因によって今回のミトコンドリア移植ではなく核置換、細胞質置換等も対象となる疾患ですが、核置換胚は、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律の対象となる特定胚に当たることから、本報告書(案)の11ページの5. まとめの第3項目にありますように、難病等遺伝性疾患については、学会等の意見が得られ次第、検討を速やかに行うとともに、核置換等の検討を進めるとし、今後検討を行うことを明示し、議論を進めることとしております。

次は、報告書(案)8ページを御覧ください。①の審査体制についての下から3行目にございます「第三者組織」についての御意見でございます。コメントは4の1、6の3、15の4に関係するものでございます。報告書(案)8ページ、「第三者組織」について、生命倫理専門調査会など国以外の組織を必要とする理由、具体的機能、責任範囲が不明瞭であることから、削除すべきであるなどの御意見を頂きました。

報告書(案)の8ページの下から4行目には、「一定の期間を経た後、生命倫理専門調査会等において、第三者組織等の活用も視野に、審査等の手続について

改めて検討を行い必要な改善を図ることとする。」となっており、将来の検討対象となり得る事項の例示としての記載であるとともに、研究における倫理性確保と研究の推進を両立するために、一定期間の後、研究の実績に基づき検討するに当たって、前提条件を設けず検討を行っていくことを表現するために記載した内容です。しかし、現段階で、具体的な内容について判断するに至っていないことから、このような記載とさせていただきます。このため削除せず、現状のままさせていただきます。

次は、報告書(案)の11ページの5. まとめを御覧いただけますでしょうか。コメントは6の2、新指針と既存の指針についての御意見でございます。このことについて、新たな限定された指針の策定を指示するような記載は避けてほしいとの御意見を頂いております。

5. まとめの1項目めでは、「生殖補助医療研究」を目的とした「余剰胚」へのゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る「指針」を策定」と記載されております。また、同じくまとめの5つ目の項目、「指針」等の策定に当たっては、複数の細分化したものとすることはなく、可能な限り、先行した「指針」等を順次拡充、統合していく等により包括的な「指針」等として策定していくことを目指す」と記載されております。

この点については、生殖補助医療研究を目的とする余剰胚へのゲノム編集技術等に係る基礎的研究が適切に実施される体制を構築することが、喫緊の課題であることから、当該指針の策定を先行して行う趣旨から、このような記載にまとまったところでございます。以上のことから、現状のままとさせていただければと考えております。

次は、指針策定についてのコメントでございます。関係するコメントは、4の1を御覧ください。生殖補助医療に資するゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に係る指針を2省が策定し、施行する時期の明記を要望する御意見を頂いております。

この点につきましては、関係省庁における検討によるところではございますが、倫理性を確保するとともに、研究推進を可能とするために必要十分な議論を尽くした上で、指針を策定することが必要であることから、施行する時期を明記することは困難と考えます。ですが、両省での議論を待つだけでなく、可能な限り速やかに施行できるよう、事務局としても関係省庁の議論を促していきたいと考えております。

次は、同じく報告書(案)11ページで、コメントは10の1、15の3、15の4でございます。

このコメントに関係する報告書(案)の6ページの3. (1)の研究対象とすることが認められる「ヒト受精胚」についての「以上のことから」の段落に、「研究材料として

使用するために新たに受精によりヒト受精胚を作成し利用することは当面禁止とする」という記載がございます。これについて、表現が曖昧、新規作成の禁止を明示すべきとの御意見を頂きました。

この点につきましては、報告書(案)11ページのまとめの4つ目の項目に記載しておりますように、今後、生命倫理専門調査会において、その必要性の可否について検討を行った上で、一定の結論を得ることとなっております。このため、同じく11ページの5. まとめに、研究用新規作成胚の取扱いが禁止であることを記載することによって、国民や研究者の皆様将来にわたって禁止であるとの誤解を招くおそれもあることから、5. まとめには、明示しておりません。このようなことから、現状のままとさせていただきたいと考えております。

次は、医療としての臨床利用についてのコメントでございます。コメントは6の1、10の1を御覧ください。報告書(案)の5ページ、②は、研究として行われる臨床利用についての医療提供として行われる臨床利用であったとしても、ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚を、ヒト又は動物の胎内に移植することは容認できないという記載について、5. まとめにも明記すべきとの御意見を頂きました。

この御指摘については、報告書(案)11ページの5. まとめの第2項目に「なお、今回の検討では、医療提供として行われる臨床利用を直接の検討対象としてはいないが、ヒト受精胚の取扱いを伴うものについて、研究として行われる臨床利用と同様の課題があることから、医療提供として行われる臨床利用であったとしてもゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚をヒト又は動物の胎内に移植することは容認できないとの見解に至った。」という文章を追記させていただきたいと考えております。

以上が、報告書(案)の具体的修正に関連するパブリックコメントの御意見でございました。

次に、今、説明させていただいた以外の御意見につきましては、重要な概念的指摘も多く含まれておりますので、今後の検討に当たっての参考としてはどうかと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

(原山会長)ありがとうございました。

基本的に、今の修正の大きなところは、クレジットが、これまではこの会議体だったのが、最終的には、総合科学技術・イノベーション会議の報告書(案)として本会議に上げて、次に指針の策定を関係省庁に指示することになっていきます。それが一つです。

それから、今のパブリックコメントに対しての対応の仕方、それから、修正も幾つかありましたが、その辺の御説明をさせていただきました。これからのスケジュール感を申しますと、今、申し上げましたように、本日、可能であれば、この修正案に関しての皆さんの御承諾を頂けたとすると、次には、次回のCSTIの本会議というところで、要請書として入ってきます。最終的な決定となります。ということがありますので、それを念頭に置いた上ですが、原案について、参考資料1を御覧になった上での御質問、コメントを頂ければ幸いです。お願いいたします。

どうぞ、今村委員。

(今村委員)日本医師会といたしまして、生殖補助医療に係る法律の制定、これとともに、生殖補助医療研究に係る包括的な指針の策定というものを本調査会でも提案させていただいております。

今、御説明を頂きましたパブリックコメント、資料2-2、3ページの6の2等々ですけれども、報告書(案)の11ページにあります「まとめ」、ここに、「まとめ」の最初の丸、生殖補助医療研究を目的とするヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる基礎的研究に限定した指針を文科省と厚労省が策定するのだというふうに書いてございます。一方で、この「まとめ」の最後のところの丸、ここでは、複数の細分化した指針等は策定せずに、既存の指針等を拡充、統合して包括的な指針等を作成していくのだというふうにしてございます。一見、相反する矛盾した印象を持たれてしまうということ为了避免するためにも、限定的な言い回しにしない書き方に修正していただければと思います。また、これから指針を策定するであろう文科省、それから厚労省に確認させていただきたいのですけれども、複数の細分化した指針を策定するのではなく、ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いた研究を含む生殖補助医療研究に係る包括的な指針を策定するという方向でお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

(原山会長)ありがとうございました。

これまでのこの会議体での議論というのは、正にこのタイトルにございますように、第一次の報告でございます。ということは、第一次にとどまることなく、第二次、第三次がある。順次、入ってきたときに、ばらばらのものではなく、最終的には、この報告書(案)11ページの下にありますように、包括的な指針ということ念頭に置いた上でやっていく。かつ、ここでの会議で議論したように、法律という形にするかしないかも、この生命倫理専門調査会の方で議論する。それが前提となった上での第一次の報告書なので、それを踏まえた形での言及になっております。

今の御質問、多分、文科省とか厚労省の方に投げ掛けたもの、何かコメントがございましたら。

(文部科学省)生殖補助医療に関する指針がありますけれども、今回はゲノム編集に特化した議論なので、ゲノム編集に関する、受精胚に関する指針というところで、最初、生殖補助医療研究、そして難病はこれから議論するので、順次、難病に入れるというふうになると、それは生殖補助医療に関する包括した指針ではなくなるかもしれませんし、どういう形がいいか。できるだけ、ただ、細分化しないで、統合した指針にしたいというのは全く同じでございます。

ただしそれが、生殖補助医療に関する包括的な指針を作ったら、今後、別に難病に関するゲノム編集の指針を作った場合、また目的ごとにばらばらに作るかどうかという議論もありますし、どういう形で指針をまとめていくかということは、一番使いやすい、分かりやすい指針にするという観点から検討していく必要があると思っております。

(今村委員)今後、この調査会で検討していただくということですので、その経緯を見守りたいというふうに思います。

(原山会長)先ほど事務局から御報告させていただいたように、これを書いて書きっ放しではなく、ここの会議体そのものの役割としてウォッチしながら、かつ、方向性についてもコメントしながらやっていくというのが多分スタートですので、皆様方のしっかりとした御意見も頂きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

その他。伊藤参考人。

(伊藤参考人)お伺いしたいことが、3点ほどあります。

この報告書(案)6ページにある「当面禁止」、一番下のところ、「当面禁止」の、ここに、ほかのところと違って「当面」というのがわざわざ入った理由というのは何なのだろうかということが一つです。

それから、報告書(案)8ページに「第三者組織等」と、ここも「等」があるのですが、この「等」というのは、この第三者組織とはまた別な組織を考へておられるのか。しかも、曖昧なんです。ね。「活用も視野に」とかなってたり、第三者組織、これはパブリックコメントの中にもありますが、本当に第三者性というか、そういうものが担保されるのだろうか。どういう運営の性質のものなのかというのが分からなくて、それを説明していただければと思います。

最後に報告書(案)11ページですけれども、このまとめでは、「結論に至った」と

か、「取りまとめた」ということはたくさん書かれているのですけれども、2つ目の丸のところなのですが、前半は、「容認できないとの結論に至った」と、これは「結論に至った」と書いてあるんですね。この後で修正の入った、赤い文字で書かれているところは、最終的には、「見解に至った」と書いてあります。この「結論に至った」というのと「見解に至った」というのは、何か違いがあるのか。違うとすれば、何が違うのかということをもう一度説明していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(原山会長)事務局、お願いします。

(事務局)事務局でございます。

まず、「当面」のところでございますが、この部分につきましては、前回の議論もございましたように、生殖補助医療研究で新規作成胚をどのように取り扱うのかということで、「中間まとめ」において新規作成胚、ゲノム編集においては必要性を認めないというふうなまとめになっておりました。それに対して、やはり必要性というのは検討が必要なのではないかとということもございましたので、まとめにございますように、今後、引き続き生命倫理専門調査会、この会の方で検討していただくということになっておりますので、今後、検討の結果によっては、新規作成胚を使用した研究というものについても容認される場合もあるということがございますので、当面の間というふうに表現することで、将来的にも禁止するということではないことを表したところでございます。

次に、「第三者組織等」でございますが、先ほど加藤参事官の方からも説明させていただきましたが、将来的にこのような組織について検討するということも視野に検討してはどうかということであって、第三者組織において、検討を行うのだというふうな決定事項ではないということを前提に書かせていただいておりますので、余り具体的に書くというのは、逆に決定事項的な印象を、お読みになる方に与えてしまうということもございますので、具体性の低い表現にしています。

あと、最後のまとめの「結論に至った」と「見解に至った」なのですが、まず、生命倫理専門調査会の使命としては、やはり研究ということが前提での議論をしていただくことになっておりますので、「結論に至った」ということは結論が得られたということで決定です。それに対して、「なお」の赤字で追記しているところにもございますように、一番最初に「なお、今回の検討では、医療提供として行われる臨床利用を直接の検討対象としていないが、」ということで、我々の検討範囲に関連している周辺領域を含めてのコメントでございますので、こういうことがいいのではないかとということの表現として「見解に至った」という表現ぶりを使わせていただいたところ

です。

(原山会長)よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。

これを出してほっとしてではなく、引き続き第二弾の方の準備に即入ることになりますので、皆様方には更なる議論をお願いするため、宿題ですとか結構ございますので、その辺は覚悟していただければと思います。よろしいでしょうか。今の御意見も頂きましたが、基本的には、これは第一弾のみでございまして、第二弾の続きがあるということで進めさせていただきたいと思います。今日の議論をまた踏まえた上でもって、これを最終版というふうにさせていただきます。

続きまして、多分、今月中か来月初めぐらいだと、まだ日程確定しておりませんが、CSTI本会議の方に上げる準備をさせていただきます。

その他、事務局の方から何かありますでしょうか。

(加藤参事官)追加の御意見や補足のコメント等がございましたら、3月12日月曜日までに事務局まで電子メールで御連絡いただければというふうに考えております。

以上です。

(原山会長)ありがとうございました。

議題にはございませんが、補足情報として皆様と共有させていただきたいのが、前にも申し上げましたように、お台場の日本科学未来館で、加藤委員と私でやるはずだったのですが、加藤委員がインフルエンザになってしまったものですから、急遽、私が2回、やらせていただきました。

非常に皆さん、真剣に聞いてくださって、参加者の方からもすごくコメントを書いていただきました。その辺も追って事務局の方から報告させていただきたいと思うのですが、非常に熱心に聞いてくださって、それから、私事として考える的なコメントが頂けたのが非常によかったと思っております。

それから、もう1点は、伊藤参考人にお世話になりまして、難病のサポートする方たちの会の方に参加させていただいて、ゲノム編集に関するここでの議論というものを報告させていただきました。そこでもかなりみっちりとした議論をさせていただきましたので、単にこの会議だけではなく、こういう試みというのは、やはりどんどんしていかなければいけないと思いますので、何か機会がございましたら事務局の方に共有いただきますと、できる限り対応したいと思っておりますので、よろしく願います。

たします。

(伊藤参考人)大変忙しい中、原山会長には、熊本までお越しいただきまして、難病センター研究会という会の研究大会なのですが、年2回開催しておりまして、難病の患者さんの団体だけではなくて、難病相談支援センターの相談員とか、病院のソーシャルワーカーや保健師さんなども参加している研究会ですが、大変時間が短かったのではないかと思います、大変好評を得まして、こんなところまで、今、議論が進んでいるのかという声をいっぱい頂きました。

残念だったのは、大変申し訳なかったのですが、いつもですと、アンケートで感想を取るのですけれども、今回、アンケートを取るのを忘れてしまって、茫然として、みんなお話を聞いたという感じです。

その2週間後に都内で私どもの日本難病・疾病団体協議会の理事会において、役員の勉強会を開きまして、そのときにも原山会長にお越しいただきまして、また、お話をさせていただいたのですが、さきの熊本でお話を聞いた方が、中に2名おりまして、2回聞いてやっと分かったということでしたので、多分、一般の患者さんやそのほかの方々ですと、1回聞いただけでは分からなかったのだろうというようなことを思いまして、何か今後、こういうことに取り組む場合の参考にしていただければと思います。ありがとうございました。

(原山会長)ありがとうございました。

最後になりましたが、事務局から今後の日程について説明させていただきます。

(加藤参事官)次回の生命倫理専門調査会の日程につきましては、追って連絡させていただきたいと考えております。また、机上配布のドッチファイルの資料等につきましても、ここの机上に残していただければと思っております。また、本日の議事録につきましては、御確認いただいて暫定版とし、最終確認の後、ホームページに掲載させていただきたいと思っております。あと、今日のお帰りの際には、守衛所で一時通行証を御返却いただければというふうに考えております。

以上でございます。

(原山会長)長い道のりでしたが、ここまでやっとたどり着いたのも、皆様の御協力のおかげだと思っております。本当にありがとうございました。これからも引き続き、ますます深い議論が必要になっていくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。